

住所 (又は事業所事務所居所など)	〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-45	フリガナ	ムシカ ラボラトリー
氏名	musica lab太郎		
性別	男	職業	屋号・雅号
世帯主の氏名	世帯主との続柄		
平成29年1月1日住所	同上	生年月日	3 49.07.30
電話番号	自宅・勤務先・携帯		

(単位は円) 種類 青色 分離 国出 損失 修正 特農 番号 翠年以降 送付不要

収入金額等	事業等	ア	6500000
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	雑	キ	
	その他	ク	
	総合譲渡	ケ	
	一時	コ	
所得金額	事業等	①	4512750
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨	4512750
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩
医療費控除		⑪	
社会保険料控除		⑫	668000
小規模企業共済等掛金控除		⑬	360000
生命保険料控除		⑭	100000
地震保険料控除		⑮	50000
寄附金控除		⑯	
寡婦、寡夫控除		⑰	0000
勤労学生、障害者控除		⑱	0000
配偶者(特別)控除		⑲	380000
扶養控除		⑳	380000
基礎控除		㉑	380000
合計		㉒	2318000

税金の計算	課税される所得金額 (⑨-⑳)又は第三表上の㉑に対する税額又は第三表の㉒	㉓	2194000
	配当控除	㉔	
	差引所得税額 (㉓-㉔-㉕-㉖-㉗)	㉘	121900
	災害減免額	㉙	
	再差引所得税額 (基準所得税額) (㉘-㉙)	㉚	121900
	復興特別所得税額 (㉚×2.1%)	㉛	2559
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉚+㉛)	㉜	124459
	外国税額控除	㉝	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (㉜-㉝-㉞)	㉟	124400
	所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	㊱	
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (㉟-㊱)	㊲	124400	
その他の	配偶者の合計所得金額	㊳	
	専従者給与(控除)額の合計額	㊴	
	青色申告特別控除額	㊵	650000
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊶	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊷	
	本年分で差し引く繰越損失額	㊸	
	平均課税対象金額	㊹	
	変動・臨時所得金額	㊺	
延届納の出	申告期限までに納付する金額	㊻	00
	延届届出額	㊼	0000

※ 復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく。

税理士印号 ()
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄 区分異動管理 A B C D E F G H I J K L 番号

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 添付書類台紙

住所 (又は事業所、居所など)		フリガナ 氏名	
--------------------	--	------------	--

⑤ の り し ろ

源泉徴収票

④ の り し ろ

社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金
↳ ハガキを貼付しよう

③ の り し ろ

生命保険料控除関係書類

② の り し ろ

地震保険料控除関係書類

① の り し ろ

寄附金控除関係書類

⚠ 復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りです。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です）。
書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書（封筒）や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。